

重点事項の全体像	重点事項数	重点番号	該当頁
1. 地方自治体内の各部局間、国や他の地方自治体との間、事業者やNPO等との間で <b>連携・協働</b> を図ることにより住民サービスの向上に資するもの <b>(重点募集テーマ)</b>	7	1番～7番	2～4
2. 地域住民の生活にとって重要な業務を担う <b>人材を確保</b> するための制度を整備することで、住民サービスの質の維持・向上を図るもの <b>(重点募集テーマ)</b>	10	8番～17番	5～9
3. <b>こどもを産み育てやすい社会の実現</b> に向け、要件や手続の見直し等によりサービスの円滑な提供等を図るもの	4	18番～21番	10～11
4. <b>計画策定等に関する見直し</b> を通じて、効率的・効果的な計画行政の実現に資するもの	4	22番～25番	12～13
5. <b>まちづくりや土地・建物の有効活用</b> について、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの	5	26番～30番	14～15
6. <b>その他行政手続の効率化</b> 等を通じて、住民の利便性向上等を図るもの	9	31番～39番	16～20

# 重点事項について

## 1. 地方自治体の各部局間、国や他の地方自治体との間、事業者やNPO等との間で連携・協働を図ることにより住民サービスの向上に資するもの(重点募集テーマ)

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
1	<p>国民健康保険被保険者が都道府県外の医療機関等を受診して地方単独医療制度を利用する場合の現物給付を可能とするための見直し (国民健康保険法) 【通知改正】</p> <p>(管理番号8)</p>	<p>四條畷市、枚方市、西宮市 (厚生労働省)</p>	<p>国民健康保険の被保険者は、居住する都道府県外の医療機関等を受診し地方単独医療制度(※)を利用する場合、原則、現物給付ではなく現金給付(償還払い)となる。県境に立地し、隣接県が生活圏となるような地域では、日常的に療養費用の一時立替等の負担が生じ、市町村では償還払いの事務が負担となっている。</p> <p>※こども医療費など、地方自治体が条例等により、医療費の自己負担の一部を助成する制度。 こども医療費については、全ての都道府県・市区町村において助成を実施(対象年齢など助成内容は地域によって異なる)。</p> <p>このため、同被保険者が居住する都道府県外の医療機関等を受診して地方単独医療制度を利用した場合、診療報酬に係る審査支払業務を地方自治体から当該医療機関が立地する都道府県国民健康保険団体連合会への委託を可能とする。</p> <p>これにより、被保険者の利便性の向上や地方自治体の負担軽減に資する。</p>
2	<p>公用請求により登記事項証明書等を取得している手続について登記情報連携システムの利用を可能とすること (情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律) 【通知改正】</p> <p>(管理番号36)</p>	<p>ひたちなか市 (デジタル庁、法務省)</p>	<p>地方自治体を対象とした登記情報連携の先行運用が開始されており、登記事項証明書の添付が法令上規定されている一部の申請手続について、登記情報連携システムを利用した登記事項証明書の添付省略を実施している。</p> <p>現在の枠組みでは、公用請求として、自治体が登記事項証明書を取得する手続については、システムによる情報連携の対象外とされていることから、迅速な取得が必要な場合には法務局に出向く必要があり、システム利用の対象範囲の拡大を行うこととする。</p> <p>法務局への往復等に要していた時間が削減されることで、職員がコア業務に取り組む時間が確保でき、行政課題の解決や住民サービスの向上に寄与することが期待できる。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
3	<p>里帰り出産における住所地の自治体と里帰り先の自治体との情報共有が行われる仕組みの構築 (母子保健法) 【システム構築】  (管理番号13)</p>	<p>石川県 (こども家庭庁、デジタル庁)</p>	<p>マイナポータルをはじめとするデジタル手段を活用して各種手続を改善するなど、住民登録されている住所地の自治体と里帰り先の自治体や医療機関との間で、里帰りしている妊産婦について、情報共有・連携を可能とする仕組みを構築する。</p> <p>これにより、住所地の自治体・里帰り先の自治体においても里帰りしている妊産婦の状況を把握することができ、情報共有・連携を通じて里帰りしている妊産婦への効率的な支援やサポート体制の充実に資する。</p>
4	<p>妊産婦健康診査に係る受診票の統一及び情報共有システムの構築 (母子保健法) 【システム構築】  (管理番号55)</p>	<p>今治市、松山市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、砥部町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町 (こども家庭庁、デジタル庁)</p>	<p>里帰り出産等に伴う妊産婦健診について、以下の措置を講ずる。</p> <p>① 現在自治体ごとで取扱方法の異なる妊産婦健診の受診票について、全国利用を可能とするための全国的な仕組みを整備する。</p> <p>② 里帰り先等の病院等で受診した妊産婦健診の結果について、住民登録されている自治体も情報が得られるよう、里帰り先等の自治体や病院等との情報共有を可能とするシステムを構築する。</p> <p>これにより、住民登録のされている自治体において、里帰り妊婦等に関する妊婦健診支援等の償還払い手続きの事務負担の軽減及び妊産婦の健康状態を把握することによるサポート体制の充実に資する。</p>
5	<p>住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報に係る「プッシュ型通知」の導入 (住民基本台帳法) 【法律改正】  (管理番号68)</p>	<p>東京都 (総務省)</p>	<p>本人からの申告を伴わない賦課税目の課税時に、納税者の住所、氏名等の「本人確認情報」を把握する必要があり、住民基本台帳ネットワークシステムから情報を取得している。現在は「本人確認情報」は国・地方自治体等からの求めに応じて提供することとされており、変更の有無にかかわらず、最新の情報を都度請求している。</p> <p>このため、「本人確認情報」に変更がある都度又は定期的に、変更があった情報の「プッシュ型通知」が可能となるよう見直しを行う。</p> <p>これにより、都道府県及び市区町村が最新の情報を効率的に取得することが可能となり、事務負担の軽減及び納税者の利便性向上に資する。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
6	<p><b>医療法及び薬機法における病院等の基本情報の届出に係る手続の見直し</b> (医療法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律) 【法律改正】</p> <p>(管理番号76)</p>	<p>豊田市 (厚生労働省)</p>	<p>病院は、都道府県知事等から開設許可を受けて以降、診療時間等の基本情報を変更した場合、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。</p> <p>また、同内容の届出を医療機能情報提供制度(※)の一環として都道府県知事等に行う必要があり、都道府県等でも、両方の届出状況を確認するなど、双方の負担となっている。</p> <p>さらに、当該病院が保険医療機関の場合、地方厚生局長にも同様の届出を行う必要があり、負担が大きい。</p> <p>※住民・患者が病院等を適切に選択できるように、病院等に対し、医療機能に関する情報について都道府県知事への報告を義務づけるとともに、報告を受けた都道府県知事はその情報を集約し、住民に対して提供する制度</p> <p>このため、病院から基本情報の変更の届出がなされれば、他の届出もなされたものとみなす。</p> <p>これにより、病院及び都道府県等双方の負担軽減に資する。</p> <p>※病院のほか診療所、助産所、薬局(薬機法)も同様</p>
7	<p><b>地域再生エリアマネジメント負担金制度に係る事務の主体及び計画期間の見直し</b> (地域再生法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号140)</p>	<p>広島県、宮城県、中国 地方知事会 (内閣府、国土交通省)</p>	<p>地域再生エリアマネジメント負担金制度(※)について、以下の措置を講ずる。</p> <p>① エリアマネジメント団体(以下「活動実施団体」)は、複数の市町村の区域をまたいで活動する場合もあることから、同制度に係る事務の主体について、市町村に限定せず、新たに、都道府県及び地方自治体の組合を追加する。</p> <p>② 活動実施団体が作成する活動計画の計画期間について、「五年を超えないものに限る」とする制限を撤廃する。</p> <p>これらにより、エリアマネジメント活動を地域の実情に応じて広域的・長期的に推進することが可能となり、更なる地域再生に資する。</p> <p>※地域再生エリアマネジメント負担金制度 地域再生に資するエリアマネジメント活動に取り組む活動実施団体の活動財源を安定的に確保するため、市町村が、同団体の活動計画を認定した上で、受益者から負担金を徴収し、同団体に交付する制度</p>

## 2. 地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備することで、住民サービスの質の維持・向上を図るもの(重点募集テーマ)

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
8	<p><b>夜間中学における遠隔授業の導入に係る要件緩和</b>            (義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律)  <b>【告示改正】</b>            (管理番号38)</p>	<p>鳥取県、京都市、堺市、兵庫県、和歌山県、広島県、関西広域連合            (文部科学省)</p>	<p>夜間中学(※1)の設置に際し、遠隔教育特例校制度(※2)により分教室でICT等を活用した授業を受ける場合、受講する側にも教員の配置が必要とされているが、常時、教員を配置することは困難となっている。</p> <p>※1 戦後の混乱期や不登校等を理由に学校に通えなかった方、義務教育を修了していない外国籍の方等が学ぶ公立中学校</p> <p>※2 多様なメディアを高度に利用して、教室以外の場所で授業を履修させることができる学校を指定する制度</p> <p>また、自宅で遠隔授業を受ける場合、出席扱いとされるのは、義務教育段階の不登校あるいは病気療養の児童生徒に限られており、受講機会が限られてしまう恐れがある。</p> <p>このため、以下の措置を講ずる。</p> <p>① 夜間中学において遠隔教育特例校制度を活用する場合、受講側に配置する者について、学校長が認める場合には免許状を有していない者でも可とする。</p> <p>② 不登校や病気療養に限らず、自宅で遠隔授業を受ける場合でも、学校長が認めれば出席扱いとしてみなされるようにする。</p> <p>これにより、さまざまな事情を抱える生徒に対する教育機会の提供に資するとともに、学校の負担軽減に資する。</p>
9	<p><b>幼保連携型認定こども園の保育教諭等の確保に資する特例措置の延長</b>            (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)  <b>【法律改正】</b>            (管理番号47)</p>	<p>大阪府、滋賀県、京都府、京都市、大阪市、堺市、神戸市、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県            (こども家庭庁、文部科学省)</p>	<p>令和7年3月31日までとされている</p> <p>① 幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭等の資格要件の緩和(幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかを持つ者は、保育教諭等になることが可能)</p> <p>② 保育士資格及び幼稚園教諭免許のどちらか一方を持っている者に対するもう一方の資格・免許取得要件の緩和(必要な単位数の軽減)の特例措置を当分の間延長する。</p> <p>これにより、幼保連携型認定こども園における安定した人材確保が可能となる。また、幼保連携型認定こども園へのスムーズな移行が実現できる。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
10	<b>管理栄養士国家試験の受験資格の見直し等</b> (栄養士法) <b>【法律改正】</b> (管理番号53, 54)	新潟県／新潟県、福島県 (厚生労働省／デジタル庁、厚生労働省)	<p>都道府県は、栄養士より高度な教育を受けた管理栄養士養成施設の卒業者に対し、管理栄養士国家試験の受験資格を満たすためだけに、栄養士免許の交付を行っている。</p> <p>また、厚生労働省通知により、同国家試験の受験者に対し「免許等照合書」(※)の発行を行っており、負担となっている。</p> <p>このため、以下の措置を講ずる。</p> <p>① 受験資格を見直し、管理栄養士養成施設卒業者は栄養士免許を取得不要とする。</p> <p>② 都道府県における「免許等照合書」の発行事務を廃止する。</p> <p>これらにより、受験者及び都道府県の事務負担を軽減するとともに、管理栄養士の円滑な確保に資する。</p> <p>※免許等照合書 同国家試験の受験申請時の提出書類の一つ。栄養士免許の保有や栄養士養成施設を卒業した事実を都道府県が確認した旨を証する書類。</p>
11	<b>要介護（要支援）認定申請に係る調査主体の拡大に関する見直し</b> (介護保険法) <b>【法律改正】</b> (管理番号100)	我孫子市 (厚生労働省)	<p>要介護（要支援）認定申請に係る調査について、区分変更・更新認定の調査は、市町村から指定居宅介護支援事業者等に委託できる一方、新規認定の調査は、原則、市町村が実施することとされている。</p> <p>しかし、市町村職員の確保は難しく、例外的に法人にも委託可能ではあるものの(※)、業務多忙等を理由に受託が進まず、結果として、調査の担い手不足により、要介護（支援）認定までに時間を要している。</p> <p>※指定市町村事務受託法人 法人であって、要介護認定事務等を適正に実施することができると認められるものとして都道府県知事が指定する者。社会福祉協議会等が該当。 千葉県内の指定状況：3法人</p> <p>このため、新規認定調査についても、居宅介護支援事業所等に委託が可能となるよう、調査主体の拡大を求める。</p> <p>これにより、要介護認定までの期間短縮による早期の介護サービス提供や、市町村の負担軽減に資する。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
12	<p><b>民生委員・児童委員の選任要件の見直し</b>  (民生委員法)  【法律改正】  (管理番号133)</p>	<p>特別区長会  (こども家庭庁、厚生労働省)</p>	<p>民生委員は、都道府県知事の推薦によって、厚生労働大臣が委嘱するものであり、都道府県知事は、民生委員推薦会（※）が推薦した者を対象に推薦することとされている。</p> <p>※市町村が設置。市町村の区域の実情に通ずる者に対し、市町村長が委嘱。</p> <p>本推薦会は、「当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者」を対象に、都道府県知事に民生委員候補者を推薦することとされている。</p> <p>しかし、都心区では、地域福祉活動の担い手が不足し、民生委員の推薦母体の一つである町会・自治会への加入率が低いことなどから、担い手の確保が困難となっている。</p> <p>このため、在住者だけでなく在勤者も民生委員候補者として推薦可能とする。</p> <p>これにより、民生委員・児童委員の担い手の安定的な確保や本制度の持続可能性の向上に資する。</p>
13	<p><b>児童扶養手当等の受給資格確認に係る民生委員等の証明事務の見直し</b>  (児童扶養手当法)  【要領改正】  (管理番号149, 230)</p>	<p>神戸市／兵庫県、加古川市  (こども家庭庁、厚生労働省)</p>	<p>① 児童扶養手当、特別児童扶養手当をはじめ、「民生委員の証明」を必要とする各種証明書について、民生委員による証明事務の廃止を求める。また、生活福祉資金貸付について、民生委員が作成することとなっている意見書の廃止を求める。</p> <p>② 民生委員・児童委員（以下「民生委員等」という。）以外に、児童扶養手当、特別児童扶養手当の受給資格証明を行う者を拡大することを求める。</p> <p>これらにより、民生委員等の負担が軽減し、ひいては民生委員等の確保に資する。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
14	<p><b>中山間地域等の小学校における教科担任制の導入に係る加配要件の見直し</b>  (公立義務教育諸学校の学級編成及び教職定数の標準に関する法律)  【通知改正】  (管理番号141, 218, 219)</p>	<p>広島県、宮城県、広島市、愛媛県、中国地方知事会／島根県、中国地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟／島根県、中国地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟  (文部科学省)</p>	<p>小学校における教科担任制推進加配について、加配教員が受け持つ担当授業時数は 週当たり概ね20単位時間（コマ）とされているが、中山間地域や離島では小規模校が点在しており、移動に時間を要することから、コマ数を満たすことができず、結果として、加配の配置が大規模校や都市部に偏り、教育体制に格差が生じている。</p> <p>※英語専科指導加配でも同様に、授業時間時数や教員の英語力に関する要件があり、満たすことが困難な状況</p> <p>このため、中山間地域等の地域の特性に応じた加配要件の緩和等の見直しを行う。</p> <p>これにより、中山間地域等における教育体制の強化や教育の質の向上に資する。</p>
15	<p><b>地方公務員の休暇制度において、地域社会に貢献する活動に従事することを事由とする特別休暇を各地方自治体の裁量により創設できることの明確化</b>  (地方公務員法)  【法律改正】  (管理番号150)</p>	<p>神戸市  (総務省)</p>	<p>地方公務員の休暇制度については、「国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない」とされているが、国家公務員の休暇制度において休暇対象となっていない事由について、地方自治体が裁量により特別休暇を創設可能か不明確である。</p> <p>このため、地域社会に貢献する活動（自治会・NPO活動等）に従事することを事由とする特別休暇について、各地方自治体の裁量で創設可能であることを明確化する。</p> <p>これにより、働き盛り世代の地域活動への参加を促すことが可能となり、自治会役員等の人材（担い手）確保に資する。</p>



	提案	提案団体 (関係府省)	概要
16	<p><b>特定地域づくり事業協同組合制度における労働者派遣先の拡大・拡充</b>  (地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律)  【法律改正】</p> <p>(管理番号169, 170, 171)</p>	<p>長野県  (総務省、厚生労働省  ／総務省、経済産業省  ／総務省)</p>	<p>特定地域づくり事業協同組合制度は、移住者等を派遣労働者として雇用し、地域の社会の維持・活性化に資することを目的とする制度であり、人口急減地域において、都道府県知事の認定を受けた事業協同組合が、組合が職員として期間を定めず雇用した者を対象として、労働者派遣事業を許可ではなく届出で実施することを可能にして、地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出するものである。</p> <p>本制度において、農閑期など地域の仕事が少ない時期でも組合が通年で労働者の派遣先を確保できるよう、以下の措置を講ずる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 派遣可能な業務を、現在禁止されている建設業務などに拡大する。</li> <li>② 100分の20以内に制限されている組合員以外の者による事業の利用可能な割合を拡大する。</li> <li>③ 組合が位置する市町村の区域外の事業所への派遣が可能となるよう緩和する。</li> </ol> <p>派遣可能な仕事が増えることにより、通年の雇用を確保することができ、地域の担い手確保に資する。</p>
17	<p><b>国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知等に係る指定確認検査機関の活用</b>  (建築基準法)  【法律改正】</p> <p>(管理番号227)</p>	<p>兵庫県  (国土交通省)</p>	<p>建築確認は、特定行政庁が置く建築主事のほか、民間の指定確認検査機関の確認を受けることも可能である。一方、国、都道府県又は建築主事を置く市町村が建築主となる建築物（公共施設や公営住宅等）に係る計画の通知は、建築主事に対して行うこととされており、指定確認検査機関の確認を受けることはできないことから、当該建築物に係る建築基準関係規定適合性の審査や完了検査・中間検査等を建築主事だけでなく指定確認検査機関が行うことも可能とする。</p> <p>これにより、建築主事の業務負担が軽減されるとともに、大規模災害時には、建築物の被災状況の確認、被災後のまちづくり計画等の立案等の業務に重点的に人員を配置し、被災地の復興を効率的に推進することが可能となるなど、住民サービスの向上が図られる。</p>

### 3. こどもを産み育てやすい社会の実現に向け、要件や手続の見直し等によりサービスの円滑な提供等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
18	<p><b>保育所等の居室面積基準の特例に係る期限の廃止</b>            (児童福祉法、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第1次地方分権一括法、第8次地方分権一括法)、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律)  <b>【法律改正】</b></p> <p>(管理番号48)</p>	<p>大阪市            (こども家庭庁、文部科学省)</p>	<p>令和7年3月31日までとされている保育所及び幼保連携型認定こども園における居室面積基準の特例措置(待機児童が多く地価が高い等の一定の要件を満たす地域に限り、国の「従うべき基準」を「標準」とするもの)の期限を廃止する。(なお、期限の廃止が困難であれば、期限を延長する。)</p> <p>これにより、高い保育ニーズに応じた待機児童対策の実施に資する。</p>
19	<p><b>地域型保育給付費等の支出に係るルール整備・明確化</b>            (子ども・子育て支援法)  <b>【通知改正】</b></p> <p>(管理番号92)</p>	<p>横浜市            (こども家庭庁)</p>	<p>用途制限が設けられていない地域型保育給付費や施設型保育給付費について、「保育等に要した費用について、地域型保育給付費等を支給する」という制度の趣旨に鑑み、本来の目的に則って、給付費を基に支出され、施設運営が適正に行われていることを市町村が確認、指導を行うことができるよう、ルールの整備・明確化を求める。</p> <p>これにより、明確な根拠を基に市町村監査指導が可能となることで、適正な施設運営及び保育の質の向上、保育士の処遇改善に資する。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
20	<p>育児休業給付金の支給延長に係る要件の見直し (雇用保険法) 【法律改正】  (管理番号131)</p>	<p>指定都市市長会、大治町 (こども家庭庁、厚生労働省)</p>	<p>「保育保留通知書」(保育を希望したが保育を保留されている旨の通知書)の取得といった育児休業給付の支給延長に係る受給資格確認手続を見直し、入所意思がない者からの保育所等の入所申込に対する入所選考等の事務負担が市町村に生じないようにすることを求める。</p> <p>&lt;例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・延長せずとも2歳まで支給可能とする</li> <li>・支給延長の申込みを受けたハローワークが、保育所等の利用状況を市町村に照会</li> <li>・「保育所等を利用していない旨の証明」を以て、支給期間を延長</li> <li>・申請を電子化し、保育状況と支給延長の申請状況を連携</li> </ul> <p>これにより、育児休業給金の支給延長を希望する、保育の実施を希望しない保護者に対する窓口対応、保育所の選考及び保育保留通知書の発出などの市町村の事務が不要となり、市町村の事務負担軽減及び住民サービスの向上に資する。</p>
21	<p>小規模放課後児童クラブへの補助に係る大臣承認を必要としない類型の追加 (子ども・子育て支援法) 【要綱改正】  (管理番号225)</p>	<p>兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、神戸市、三田市、たつの市、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合、日本創生のための将来世代応援知事同盟 (こども家庭庁)</p>	<p>児童数10人未満の小規模放課後児童クラブに対する交付金の交付要件として、特定の土地条件に該当する地域以外は厚生労働大臣の承認が必要となっていることについて、これまでの承認実績を考慮し、他地域(中山間地域、オールドニュータウン等)の類型についても大臣承認を必要としない類型として定める。</p> <p>これにより、地方自治体の事務負担が軽減されるほか、子ども・子育て支援の充実に資する。</p>

#### 4. 計画策定等に関する見直しを通じて、効率的・効果的な計画行政の実現に資するもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
22	<p>都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の医療計画との一体的策定及び計画期間の見直し (ギャンブル等依存症対策基本法、医療法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号65)</p>	<p>秋田県、福島県、滋賀県 (内閣官房)</p>	<p>都道府県は、法律上、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画を策定するよう努めるとともに、少なくとも三年ごとに、計画に検討を加え、必要があると認めるときは、変更するよう努めなければならないとされており、事務負担が生じている。</p> <p>このため、以下の措置を講ずる。</p> <p>① 包括的な計画である医療計画と一体的に策定することを可能とする。</p> <p>② 少なくとも三年ごとの検討及び必要な場合の変更に関する努力義務について、廃止または「少なくとも六年ごと」とする等の見直しを行う。</p> <p>これらにより、都道府県における計画策定等に係る事務負担が軽減され、施策の実施に注力できるようになるなど、都道府県の事務の効率化に資する。</p>
23	<p>既存の計画を離島振興計画と位置付けることを可能とすること等 (離島振興法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号139)</p>	<p>広島県、宮城県、愛媛県、中国地方知事会 (総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)</p>	<p>① 離島振興計画の記載事項を全て包含する他の計画を既に策定している場合には、当該計画を離島振興計画と位置付けることができるように法令上の対応をし、又は運用を見直す。</p> <p>② 既存計画が離島振興計画の記載事項を全て包含していない場合には、包含していない事項を別に取りまとめることにより当該記載事項を充足することが可能となるように法令上の対応をし、又は運用を見直す。</p> <p>これらにより、離島振興計画の策定・変更に係る都道府県・市町村双方の事務負担が軽減され、軽減された分を離島振興に係る具体的な施策に充てることにより、離島地域の振興・住民サービスの向上に資する。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
24	<p><b>市町村子ども・子育て支援事業計画における、地域子ども・子育て支援事業に係る記載事項の一部任意化</b> (子ども・子育て支援法) 【告示改正】</p> <p>(管理番号180)</p>	<p>仙台市、札幌市、石巻市、岩沼市、登米市、東松島市、蔵王町、女川町、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市 (こども家庭庁)</p>	<p>「市町村子ども・子育て支援事業計画」に関して、全国共通で、「量の見込み」を算出するとされている地域子ども・子育て支援事業のうち、個人の意向に左右されやすいことから一定の推計の精度が期待できず「量の見込み」の算出が困難な事業については、計画の記載事項を任意のものとする。</p> <p>これにより、計画策定に係る市町村の事務負担軽減に資する。</p>
25	<p><b>市町村農業振興地域整備計画の変更手続きに係る制度改正</b> (農業振興地域の整備に関する法律) 【法律改正】</p> <p>(管理番号R3-61)</p>	<p>三重県 (農林水産省)</p>	<p>農業振興地域の整備に関する法律に基づく市町村農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更について、異議申出又は審査申立(以下「異議申出等」という。)があった場合、当該計画は市全域について一つを作成しているため、変更計画案の全体の手続が停止する。</p> <p>そのため、市町村長が異議申出等と関係がないと認める土地に係る農用地利用計画の変更については、異議申出等とは切り離して手続を進め同計画の変更を完了することを可能とし、地域の活動の推進に資する。</p> <p>農用地利用計画の円滑な策定に資するよう、異議申出の在り方について、関連制度の検討状況や地方自治体の意見を踏まえつつ検討する。</p>

## 5. まちづくりや土地・建物の有効活用について、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
26	<p>生産緑地法に基づく買取申出手続と公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出手続により重複している手続の合理化 (公有地の拡大の推進に関する法律、生産緑地法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号56)</p>	<p>静岡市 (国土交通省)</p>	<p>営農の継続が困難等の理由により、生産緑地地区に指定された土地を売却しようとする場合、生産緑地法に基づく買取申出と公有地の拡大の推進に関する法律（以下「公拡法」という。）に基づく届出が必要になるが、いずれの手続も基本的には地方自治体に買取りの機会を付与することを目的とするものであり、重複している。</p> <p>公拡法あるいは生産緑地法の手続を見直し、いずれか一方の手続とすればよいこととすることで、手続の合理化を図る。</p> <p>これにより、生産緑地の売却に係る期間が短縮され、円滑な土地取引・土地利用が促進されるとともに、土地所有者及び行政の手続が合理化される。</p>
27	<p>伐採届の提出を不要とする場合を追加する見直し (森林法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号74, 75)</p>	<p>豊田市 (農林水産省)</p>	<p>次の場合には伐採届の提出を不要とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 森林所有者等が市町村の補助を受けて間伐する場合</li> <li>② 市町村の事業により間伐する場合</li> <li>③ 施設管理上、必要最小限の危険木又は支障木を伐採する場合</li> </ol> <p>これらにより、森林所有者等及び市町村において、伐採届の作成業務や受付処理等の事務負担の軽減に資する。</p> <p>また、特に③の場合において、森林所有者等が迅速に対応することが可能となり、倒木による施設や宅地の損傷、市民が怪我を負うなどの危険性の回避に資する。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
28	<p><b>優良田園住宅建設計画の認定に係る都道府県知事との協議の廃止</b>  (優良田園住宅の建設の促進に関する法律)  【法律改正】</p> <p>(管理番号84)</p>	<p>藤枝市  (農林水産省、国土交通省)</p>	<p>市町村は、以下の事務を行う際に都道府県知事への協議が義務付けられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針の策定</li> <li>ii) 優良田園住宅建設計画の認定</li> </ul> <p>建設計画の認定に際しては、都道府県知事との協議を経て策定した基本方針への適合性を中心に審査しているため、ii) の建設計画の認定時の都道府県知事への協議は実態として形骸化していることから、廃止する。</p> <p>これにより、建設計画の認定までの期間が短縮され、優良田園住宅の建設の促進が期待されるとともに、協議に係る都道府県及び市町村の事務負担が軽減される。</p>
29	<p><b>宅地建物取引業者の事業者名簿等の閲覧制度に係る対象書類の簡素化</b>  (宅地建物取引業法)  【法律改正】</p> <p>(管理番号99)</p>	<p>京都府  (国土交通省)</p>	<p>現在、閲覧所において紙媒体で一般の閲覧に供している宅地建物取引業者名簿等について、インターネットでの閲覧を可能とする方針を国土交通省が示している。このように見直しが行われる場合、個人情報が含まれる書類を除くなど、閲覧対象書類の簡素化を行う。</p> <p>これにより、閲覧対応における職員の事務負担の軽減が期待されるとともに、プライバシーの保護が図られる。</p>
30	<p><b>施設更新に係る国営土地改良事業の申請に当たっての受益農業者の同意徴集を省略できる要件の緩和</b>  (土地改良法)  【省令改正等】</p> <p>(管理番号115)</p>	<p>浜松市  (農林水産省)</p>	<p>土地改良施設の更新に係る国営土地改良事業の申請に当たっては、原則、受益地内の土地改良区組合員の3分の2以上の同意徴集を要するが、「①施設の有する本来の機能の維持を図るもの」、「②重要な部分(管理すべき施設の種別及び管理の方法)の変更を要しないもの」等の要件に該当する場合には省略ができる。</p> <p>施設更新事業の実施により、受益農業者の営農に影響を与えず、権利又は利益を侵害するおそれのないものについては、当該要件に該当するものとし、同意徴集を不要とする。</p> <p>これにより、土地改良区及び関係地方自治体の業務負担を大幅に軽減でき、円滑な事業着手が図られる。</p>

## 6. その他行政手続の効率化等を通じて、住民の利便性向上等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
31	<p><b>住民票等の各種証明書や戸籍に関する証明書の公用請求に係る請求様式の統一化</b>            (住民基本台帳法、戸籍法)  <b>【省令改正】</b></p> <p>(管理番号20)</p>	<p>吉岡町、桐生市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、安中市、榛東村、上野村、神流町、甘楽町、中之条町、嬭恋村、片品村、みなかみ町、玉村町、明和町、千代田町、大泉町            (総務省、法務省)</p>	<p>住民票等の公用請求については、住民基本台帳法に請求に係る記載事項が定められており、また、戸籍に関する公用請求についても同様に、戸籍法に請求に係る記載事項が定められている。</p> <p>公用請求に係る請求の様式に関する規定はなく、官公庁間で様式が統一されていないことにより、請求がある都度、発行担当者が記載事項の確認作業等に多大な時間を要し、円滑な業務の支障となっている。</p> <p>官公庁間の請求様式を統一することにより、請求を行う側・受ける側の双方の事務の効率化が図られる。</p>
32	<p><b>身体障害者福祉法第15条に基づく医師の指定に係る地方社会福祉審議会への意見聴取の義務付けの廃止</b>            (身体障害者福祉法)  <b>【法律改正】</b></p> <p>(管理番号77)</p>	<p>豊田市            (厚生労働省)</p>	<p>身体障害者手帳の交付申請を行う際、都道府県知事等(※)が指定する医師の診断書・意見書を添付する必要がある。医師の指定に当たっては、地方社会福祉審議会への意見聴取が義務付けられているが、障害に関する診療の経験等については履歴書等により確認可能であり、審議会への意見聴取の必要性は低く、事務負担となっている。</p> <p>このため、医師の指定に係る地方社会福祉審議会への意見聴取の義務付けを廃止する。</p> <p>これにより、都道府県等の事務負担軽減及び手続の円滑化・迅速化に資する。</p> <p>※都道府県知事等            都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長</p>



	提案	提案団体 (関係府省)	概要
33	<p><b>指定障害福祉サービス事業者等が行う届出の合理化</b>  (児童福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)  【法律改正】</p> <p>(管理番号87)</p>	<p>中核市市長会  (こども家庭庁、厚生労働省)</p>	<p>指定障害福祉サービス事業者等(※)に義務付けられている都道府県知事等への「事業者指定の変更の届出」及び「業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出」について、変更内容及び届出先が重複する場合には、一方の届出を省略可能とする。</p> <p>これにより、各手続に係る指定事業者等及び都道府県等の事務負担の軽減に資する。</p> <p>※指定障害福祉サービス事業者等(指定事業者等)  指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者</p>
34	<p><b>医薬品等の国家検定に係る都道府県経由事務の廃止</b>  (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)  【政令改正】</p> <p>(管理番号98)</p>	<p>京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、関西広域連合  (厚生労働省)</p>	<p>医薬品の製造販売業者が、ワクチン等の国が指定する医薬品の販売等を行うとする際は、国指定の検定機関が実施する国家検定に合格する必要がある。都道府県は、国家検定の申請書の受理、試験品の採取、これらの検定機関への送付等の経由事務を担っており、負担となっている。</p> <p>このため、当該都道府県経由事務を廃止する。  完全な廃止が困難な場合は、手続をオンライン化した上で、オンラインで手続が行われた場合の都道府県経由事務を廃止するなどの見直しを行う。</p> <p>これにより、ワクチンをはじめとした医薬品等の迅速な供給が実現するとともに、都道府県及び事業者の負担軽減に資する。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
35	<p><b>学校給食費以外の学校 徴収金を歳入歳出外現金として扱えるようにすること</b>  (学校教育法、地方自治法)  <b>【法律改正】</b></p> <p>(管理番号121)</p>	<p>指定都市市長会  (総務省、文部科学省)</p>	<p>学校給食費は現在、公会計化に向けた取組(※)が進められているが、教材費等の学校徴収金は、ほとんどの学校において徴収・管理業務を担っている。</p> <p>学校徴収金を学校給食費とあわせて徴収しているところ、学校徴収金は地方自治法上の歳入歳出外現金として規定されていないことから、保護者は地方自治体の公金口座へ入金することができず、学校給食費と学校徴収金と別々に口座振替手続きを行うこととなるなど、保護者や学校にとって更なる負担となる恐れがある。</p> <p>※令和元年7月の「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」(文部科学省)において、学校給食費の公会計化に当たっては、歳計現金として取り扱う方針を明示。  提案団体では、令和7年度から、学校給食費の公会計化を実施予定。</p> <p>このため、地方自治法施行規則に学校徴収金を規定するなど地方自治体が保管することを可能とする見直しを求める。</p> <p>これにより、学校や保護者の負担軽減に資する。</p>
36	<p><b>訪問型サービス等を実施する際の駐車許可に係る手続の見直し</b>  (道路交通法)  <b>【通知改正】</b></p> <p>(管理番号186)</p>	<p>八王子市  (警察庁)</p>	<p>訪問型サービス等を行う民間事業者や地方自治体が、利用者の自宅等を車両で訪問する際、訪問先に駐車場所がなく、駐車禁止場所に駐車せざるを得ない場合、個別に警察署長から駐車許可を得る必要がある。</p> <p>緊急時の対応等を円滑かつ効率的に実施できるよう、車両許可に係る手続について、以下の措置を講ずる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 一度の許可で、一定の期間の駐車を可能とする。</li> <li>② 手続をオンライン化する等、申請手続の負担軽減策を講ずる。</li> </ol> <p>これらにより、民間事業者や地方自治体の事務負担の軽減につながり、住民サービスの向上に資する。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
37	<p><b>地方公営企業に係る収納取扱金融機関の担保提供義務の見直し</b> (地方公営企業法) 【政令改正】</p> <p>(管理番号189)</p>	<p>八王子市 (総務省)</p>	<p>一般会計及び各特別会計では、地方自治法に基づき、指定金融機関及び収納代理金融機関を指定している。公営企業会計では、地方公営企業法に基づき、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関を指定している。</p> <p>地方自治法に基づく収納代理金融機関の担保提供義務は指定金融機関が総括して担っているところ、地方公営企業法に基づく収納取扱金融機関は担保提供義務が定められているため、担保提供義務を理由として収納取扱金融機関の契約を断られる事例が生じている。</p> <p>このため、収納取扱金融機関の担保提供の有無を各地方自治体で判断可能とする見直しを行う。</p> <p>これにより、住民の納付機会の減少を防ぐことに資する。</p>
38	<p><b>獣医師法に基づく届出をオンライン化すること</b> (獣医師法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号R2-110)</p>	<p>岡山県、中国地方知事会 (農林水産省)</p>	<p>獣医師は、2年ごとに、氏名、住所等について都道府県を經由し、農林水産大臣へ届出する義務があるが、令和4年度の届出からオンライン化されている。</p> <p>オンラインによる届出の場合の都道府県經由事務の在り方について、獣医師の情報の都道府県による適切な利活用及び都道府県の事務負担の軽減を図る観点から検討する。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
39	<p><b>日本赤十字社の活動資金に関する業務の法的位置づけの明確化</b>  (日本赤十字社法、地方自治法)  <b>【法律改正】</b></p> <p>(管理番号R2-244)</p>	<p>神戸市  (総務省、厚生労働省)</p>	<p>各地方自治体では、昭和27年厚生事務次官通知等に基づき、日本赤十字社の支部・地区分区等として会費の管理等の業務を行っているが、これらの業務は法律上の位置づけがなく、地方自治体ごとに法的根拠のない現金（公金外現金）として取り扱っているため、現金事故が発生した場合の責任の所在が不明確となっている。</p> <p>このため、地方自治体が適正に日本赤十字社の業務に従事できるよう地方自治法施行規則もしくは日本赤十字社法を改正し、歳入歳出外現金として管理できるよう求める。</p>